# 大規模スポーツ施設整備助成及び地域スポーツ施設整備助成 に係る実績報告書の提出について

助成事業が完了した場合、交付要綱第12条の規定に基づいて、助成事業実績報告書類を提出してください。提出された書類を審査し、助成金の額の確定を行います。

### 1. 提出期限

助成事業を完了した日から30日を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに提出してください。

- ■「助成事業を完了した日」とは、原則として、以下のとおりとなります。
  - ・工事発注の場合:工事の完了検査日(複数発注の場合には、最後の工事の完了検査日)
  - ・手植え等で芝生化を行った場合:芝生化新設(改設)のための作業を行った日
  - ・天然芝維持活動事業:天然芝維持活動の最終実施日
- ※ 令和6年度内(令和7年3月31日まで)に助成事業を完了する必要があります。(複数年度事業として採択された大規模スポーツ施設整備助成、PPP/PFI導入のためのアドバイザリー活用事業を除く。)
- ※ 複数事業の交付決定を受けている場合にあって一部事業のみ終了した場合でも、事業ごと に、それぞれの提出期限までに実績報告書類を提出してください。
- ※ 提出期限に遅れた場合、助成対象となりません。 また、提出期限の遵守については、今後申請される助成事業の審査の評価対象となります。

## 2. 提出書類

<天然芝維持活動事業・PPP/PFI 導入のためのアドバイザリー活用事業以外の事業>

No.	提 出 書	類	提	出	前	の	確	認	事	項	提出方法	提出チェ	ック欄
			文書番号・日	付が記載さ	されている	か。							
	様式第8 助成事業実績報告	「申請者名」欄に、団体名及び代表者名が正しく記載されているか。								1			
1	もしくは 様式第11 助成事業状況報会	告書	※様式第8は ち1事業が完			ぶ完了した	ときに提出	出し、様式	第11は初	复数事業のう	メール		
		報告する事業の様式を使用しているか。											
	事業報告書(指定様式)		整備面積の計算図を添付し、当該計算図と整備面積の数値が一致しているか。 ※グラウンド芝生化、屋外夜間照明の整備のみ。										
2		照度分布図を ※屋外夜間照					致している	か。		メール			
		事業全体を把	握し、責任	[を持って[	回答できる	る者が回答	しているだ	),°		1			
	事業効果調査票(指定様式)										Ī		
			指標値に著し	い増減がる	ある場合、	備考欄に	その理由	を記載して	いるか。		1	不要	
			報告する事業	の様式を	使用してい	るか。							
3	収支計算書・収支簿(指定様)	収支計算書・収支簿(指定様式)			更) 交付》	快定時の	収支予算書	書の予算客	頭が記載さ	されている	メール		
			 「くじ助成金」	 は千円未済	 - 	無になっ	ているか。						
			記載例に基づ	き作成され	こているか	0				********			
			複数事業があ	5る場合で <del>:</del>	も、団体とl	して1枚に	まとまって	いるか。					
4	スポーツくじのPR協力等に関 (指定様式)	実績欄で「〇 (例:広報誌ヤ ※「資料貼付	ゥホームペ	ージ画面の	り写し、写	真等)			いるか。	メール			
		※交付申請明 ※交付申請明 「O」と回答し						関する調	  査票」で	-			
			※助成対象網	怪費により耳	取得または	効用の均	曽加した財	産があるは	場合のみ	是出。			
5	財産管理台帳(指定様式)	※大規模スポ 管理台帳に記					設整備助	成に係る	財産は、財産	メール			
		(会計処理の	手引63ペ	ジ以降を	参照)	***************************************							
		団体名及び代	t表者名が	正しく記載	されてい	るか。						提出	
6	銀行振込依頼書(指定様式)		※令和6年度 (令和6年度 こと。)					変更があ <sup>.</sup>	った場合に	ま再提出する	メール		不要
		下記の書類が			書類は不	要)					,		
7	収支に関する証拠書類	・入札結請負負 ・工事事報報 ・完収書 ・完収表 ・ ・検請来機 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	約書 更契約書(	変更した均	場合のみ	) 出納課処3		<b>)</b> )		メール			
		変更設計書に	は金額が入	ったもの(	金入り)に	なっている	が。					提出	
8	変更設計書及び変更図面	代価表、単価	表を作成し	ている場合	合は、当	該書類も含	めて添付	されている	るか。	メール			
		※交付決定署	野査時に提	出した設計	†書等から	ら変更が無	かった場	 合は不要	0	1		不要	
9	現場写真	スポーツ振興 ※表示は、B: ※大規模スオ	3サイズ以.	上の耐久性	生のある	もので、最				メール	1		
		1	 箇所が確認できるか。										

<sup>※ 7、8</sup>及び9<u>以外</u>の様式は、当センターのホームページからダウンロードしてください。

<sup>⇒</sup> https://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/tabid/233/Default.aspx

# 【大規模スポーツ施設整備助成及び地域スポーツ施設整備助成用】

## <天然芝維持活動事業>

No.	提 出	書	類	提	出	前	の	確	認	事	項	提出方法	提出チ	ピック欄
				文書番号・日付が記載されているか。										
	様式第8 助成事業9	実績報告	書	「申請者名」欄に、団体名及び代表者名が正しく記載されているか。										
1	もしくは 様式第11 助成事業状況報告書			※様式第8はすべての助成事業が完了したときに提出し、様式第11は複数事業のうち1事業が完了したときに提出。								~ メール		
	事業報告書(指定様式	t)		報告する事業の様式を使用しているか。										
2	事業効果調査票(指定様式)			事業全体を把	握し、責 <sup>を</sup>	任を持って	回答できる	者が回答	しているが	5\°		メール		
2				交付決定通知	1書に記載	載された事	業名を記載	している:	か。					
				指標値に著しい増減がある場合、備考欄にその理由を記載しているか。										
				報告する事業の様式を使用しているか。										
				既定予算額机	剝には、(3	変更)交付	決定時の	<b>収支予算</b>	書の予算額	頃が記載	されている			
3	収支計算書・収支簿(	指定様式	t)	か。								メール		
					は千円未	満切捨ての	の額になっ	ているか。						
				記載例に基づ	き作成さ	れているか	١,٥							
				※個人へ諸認	射金、旅費	を支出し#	と場合のみ	提出。						提出
	=+=4.0 0 +6.00 05.00	= / 415, =5 40	+_ <del>L</del> \	該当する収支	簿No.が	記載されて	いるか。					 メール	TÆ L	掟ഥ
4	諸謝金·旅費等一覧表(指定様式)			助成対象経費	助成対象経費、助成対象外経費を区分して記載しているか。									不要
	スポーツくじのPR協力等に関する報告書 (指定様式)		複数事業があ	ある場合で	きも、団体と	して1枚に	まとまって	こいるか。						
5			実績欄で「〇」と回答した場合、その内容が確認できる書類が添付されているか。 (例: 広報誌やホームページ画面の写し、写真等) ※「資料貼付シート」に添付する以外の方法による提出は一切不可。							メール				
				※交付申請時に提出した「スポーツくじのPR協力等に関する調査票」で「〇」と回答した調査項目については、確実に実施すること。							-			
	財産管理台帳(指定様式)		※助成対象約	圣費により	取得またに	ま効用の増	曽加した財	産がある	場合のみ	提出。			提出	
6			※地域スポー 帳に記入し、				肥料等の	消耗品は	除く。) は	、財産管理台	メール		不要	
				(会計処理の	手引63~	ページ以降	を参照)							
	銀行振込依頼書(指定様式)		団体名及び作	代表者名が	が正しく記載	載されてい	るか。						提出	
7			※令和6年度 (令和6年度 こと。)					変更があ	った場合	は再提出する	メール		不要	
			必要な書類(助成対象経費となる部分の書類の写し)に不足はないか。 (会計処理の手引参照)											
8	収支に関する証拠書類			すべての書類に収支簿No.を記載し、収支簿に記載された順番に整理しているか。						** メール   -				
				収支簿と収支	に関する	証拠書類	の整合性に	はとれてい	るか。					
9	取得物具及が用場の					の表示が確 合のみ提出		jv.				- برا—لا		提出
9	取得物品及び現場の写真		芝の状態が研	催認できる	<b>.</b> か。						710		不要	

- ※ 8及び9<u>以外</u>の様式は、当センターのホームページからダウンロードしてください。
  - $\Rightarrow$  https://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/tabid/233/Default.aspx

## 【大規模スポーツ施設整備助成及び地域スポーツ施設整備助成用】

# <PPP/PFI 導入のためのアドバイザリー活用事業>

No.	提出	出 書	類	提	出	前	Ø	確	認	事	項	提出方法	提出チェック欄
1	様式第8 助成 もしくは 様式第11 助成			文書番号・日付が記載されているか。 「申請者名」欄に、団体名及び代表者名が正しく記載されているか。 ※様式第8はすべての助成事業が完了したときに提出し、様式第11は複数事業のうち1事業が完了したときに提出。								メール	
2	事業報告書(指) 事業効果調査票			報告する事業 事業全体を把 交付決定通知 指標値に著し	握し、責何	任を持って	回答できる	見ている?	<i>5</i> ۱۰。			メール	
3	収支計算書・収:	支簿(指定様:	式)	報告する事業 既定予算額相か。 「くじ助成金」「 記載例に基づ	は千円未	メール							
4	スポーツくじのP (指定様式)		の内容が の写し、写 い外の方法 	確認できる 真等) による提品 R協力等に	る書類が活出は一切で	<b>下可</b> 。	いるか。 の」と回答し	メール					
5	団体名及び代表者名が正しく記載されているか。 総行振込依頼書(指定様式) ※令和6年度において、未提出の団体のみ提出。 (令和6年度中に提出した団体でも、振込口座情報に変更があった場合は再提出する こと。)									メール			
6	下記の書類が揃っているか。 (提出済みで、内容に変更がない書類は不要)  ・入札結果又は見積合わせの結果が確認できる書類 ・契約書 ・契約書 ・変更契約書(変更した場合のみ) ・完了報告書 ・検収書(検査調書) ・請求書(請求額が一式となっている場合は、内訳が確認できるものも合わせて提出。) ・出納機関の支出証明のある支出命令書(出納課処理済のもの)										メール		
7	アドバイザリー業	誘の成果物		アドバイザリー	一業務にお	おいて作成	した調査系	吉果や報告	書			メール	

- ※ 6及び7<u>以外</u>の様式は、当センターのホームページからダウンロードしてください。
  - ⇒ https://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/tabid/233/Default.aspx

### 3. 注意事項

- ・ 提出期限までに未払金がある場合には、実績報告時にその旨を報告の上、支出後に領収書等(※地方公共団体においては出納機関の支出証明のある支出命令書でも可)を送付してください。
- ・ <u>事業効果調査票(指定様式)については、整備等が終了した翌月から12か月後までの</u> 見込みを回答することになります。
- (例)令和6年11月中旬整備終了の場合、翌12月から令和7年11月までの見込を回答。
- ※ 施設改修等により、実績・見込みの無い期間がある場合は、当該期間を除いた12か月分の実績・見込みを回答してください。また、備考欄に対象とした期間(=当該期間を除いた12か月が何年何月から何年何月までか)を記入してください。
- ※ 事業効果調査票における指標値に著しい増減等がある場合、事業効果調査票の備考欄に その理由を記載してください。

### 4. 提出方法

#### メール提出先

<宛先メールアドレス> josei6@jpnsport.go.jp

### <担当係>

支援第二課地域スポーツ支援第一係

<送信時の件名>

R6 くじ実績報告(団体名)

例:R6 くじ実績報告(〇〇県△△市)

R6 くじ実績報告(公益財団法人○○県スポーツ協会)

### 5. その他

スポーツ振興くじ助成については、助成事業に関する書類を、助成年度の翌年度から10か年 度保管する必要があります。助成事業に関する書類とは、

- (1) 助成事業に関する書類の原本
  - ① 収支内容を証する書類(領収書等)
  - ② 収支計算書及び収支簿
  - ③ 契約関係書類等
  - ④ 助成対象経費により取得した財産管理台帳
- (2) 交付申請、実施状況報告及び実績報告の関係書類の写し
- (3) 交付内定通知書、交付決定通知書及び額の確定通知書の原本
- (4) その他助成事業に関して、JSCとやりとりした文書

となりますので、クリアファイルや封筒等に入れるのではなく、ファイルに綴じ込む等紛失の 可能性の少ない方法で保存してください。

なお、電子データで保存する場合には、事業毎にフォルダを作成した上で、内容や性質が類推 可能となる適切な名称を設定し、収支に関する証拠書類に関しては収支簿と突合できるように保 存してください。